

議案第38号

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月12日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、三好丘桜公園のテニスコートを砂入り人工芝に変更するため必要があるからである。

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例

みよし市都市公園条例（昭和59年三好町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3 三好公園の項中「全天候」を「砂入り人工芝」に改め、同表 ^{三好丘公園} の項 _{三好丘桜公園}

を次のように改める。

三好丘公園	多目的広場	1時間当たり	360
	テニスコート（ハード）	1面ごとに1時間当たり	200
三好丘桜公園	多目的広場	1時間当たり	360
	テニスコート（砂入り人工芝）	1面ごとに1時間当たり	200

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行				
<p>(使用料)</p> <p>第11条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第3から別表第8までに掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3 (第11条関係) 屋外体育施設等使用料</p>								
(単位 円)				(単位 円)				
施設名		単位	使用料	施設名		単位	使用料	
三好公園	野球場	グラウンド	1時間当たり	640	野球場	グラウンド	1時間当たり	640
		夜間照明設備	1時間当たり	3,900		夜間照明設備	1時間当たり	3,900
	陸上競技場	トラック	1時間当たり	160	陸上競技場	トラック	1時間当たり	160
		フィールド	1時間当たり	160		フィールド	1時間当たり	160
		夜間照明設備	全灯1時間当たり	2,230		夜間照明設備	全灯1時間当たり	2,230
		半灯1時間当たり	1,890		半灯1時間当たり	1,890		
	弓道場		1時間当たり	100	弓道場		1時間当たり	100
			個人1回	100			個人1回	100
	テニスコート (砂入り人工芝)	コート	1面ごとに1時間当たり	200	テニスコート (全天候)	コート	1面ごとに1時間当たり	200
		夜間照明設備	1面ごとに1時間当たり	450		夜間照明設備	1面ごとに1時間当たり	450
三好丘公園	多目的広場	1時間当たり	360	三好丘公園	多目的広場	1時間当たり	360	
	テニスコート (ハード)	1面ごとに1時間当たり	200	三好丘桜公園	テニスコート (ハード)	1面ごとに1時間当たり	200	
三好丘桜公園	多目的広場	1時間当たり	360					
	テニスコート (砂入り人工芝)	1面ごとに1時間当たり	200					
黒笹公園の項 略				同左				
備考 略				備考 略				